

## 申告に必要なもの

- ◎印鑑
  - ◎申告書用紙 (送付された人のみ)
  - ◎収入と経費が分かる資料
    - 給与所得または年金所得のある人…給与・公的年金の源泉徴収票
    - 事業所得 (営業、農業) や不動産所得がある人…帳簿書類など (収入金額と必要経費をまとめたもの)
    - その他所得 (一時所得、雑所得、配当所得など) がある人…その支払調書など
  - ◎各種所得控除を受けるための資料
    - 医療費控除…支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額の明細書
    - 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
    - 雑損控除、寄附金控除…領収書または証明書
    - 障害者控除…障害者手帳などの証明書
- ※事業所得 (営業、農業) がある人や医療費控除がある人は、事前に領収書などを整理・計算の上、ご来場ください。申告期間中、会場は大変混雑しますので、ご理解とご協力をお願いします

## 申告相談日程表

受付時間 9:00~16:00	対象地区 (会場)		
	津山地域	勝北地域・加茂地域	久米地域・阿波地域
2月16日(月)	城東・城南・中央 (市役所2階大会議室)	市場・奥津川 (勝北支所保健福祉センター)	里公文・里公文上 (久米支所)
17日(火)	鶴城・城北・城西 (市役所2階大会議室)	大吉・大岩 (勝北支所保健福祉センター)	油木上・油木下・油木北 (久米支所)
18日(水)	志戸部・勝部・粉保 (市役所2階大会議室)	西中・西下 (勝北支所保健福祉センター)	八社・福田下・桑上 (久米支所)
19日(木)	紫保井・大田・沼・弥生町 (市役所2階大会議室)	新野東・西上 (勝北支所保健福祉センター)	桑下・領家 (久米支所)
20日(金)	川崎・野介代・福岡 (市役所2階大会議室)	新野山形 (勝北支所保健福祉センター)	戸脇・宮尾 (久米支所)
21日(土)			
22日(日)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
23日(月)	北園町・山北 (市役所2階大会議室)	上村・中村 (勝北支所保健福祉センター)	中北上 (久米支所)
24日(火)	総社・小原 (市役所2階大会議室)	安井 (勝北支所保健福祉センター)	宮部上・宮部下 (久米支所)
25日(水)	二宮・院庄 (市役所2階大会議室)	日本原・杉宮・原 (勝北支所保健福祉センター)	久米川南 (久米支所)
26日(木)	小田中・上河原 (市役所2階大会議室)	坂上・上野田・下野田 (勝北支所保健福祉センター)	中北下 (久米支所)
27日(金)	高倉・河辺 (市役所2階大会議室)	勝北地域全域 (勝北支所保健福祉センター)	坪井上 (久米支所)
28日(土)			
3月1日(日)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
2日(月)	佐良山・福南 (市役所2階大会議室)	物見・河井・山下・知和 (加茂支所)	坪井下 (久米支所)
3日(火)	一宮・高田 (市役所2階大会議室)	青柳・塔中・小中原 (加茂支所)	南方中 (久米支所)
4日(水)	林田・田邑 (市役所2階大会議室)	齋野谷・戸賀・黒木・倉見・宇野・原口 (加茂支所)	一色・神代 (久米支所)
5日(木)	市内全域 (市役所2階大会議室)	行重・檜井・百々・中原 (加茂支所)	久米地区全域 (久米支所)
6日(金)	市内全域 (市役所2階大会議室)	成安・公郷 (加茂支所)	市内全域 (市役所2階大会議室)
7日(土)			
8日(日)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
9日(月)	市内全域 (市役所2階大会議室)	下津川・桑原・小淵 (加茂支所)	下沢・西谷 (阿波支所)
10日(火)	市内全域 (市役所2階大会議室)	加茂地域全域 (加茂支所)	大畑 (阿波支所)
11日(水)	市内全域 (市役所2階大会議室)、神庭・滝尾・成名・高野・広野・大崎 (高野公民館)	市内全域 (市役所2階大会議室)	中土居・大高下 (阿波支所)
12日(木)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	尾所・大杉・竹之下 (阿波支所)
13日(金)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
14日(土)			
15日(日)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)
16日(月)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)	市内全域 (市役所2階大会議室)

※今回から申告期間中の日曜日でも毎回受け付けますので、ご利用ください。土曜日は休みです  
※高野公民館での相談は、今年は3月11日(水)のみ開催します

# 自分で書いてお早めに！ 税の申告

## 申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

昨年 (平成20年 1月1日～12月31日) の収入を対象とした所得税の確定申告と市県民税の申告受付が始まります。所得が年末調整した給与などだけの人は申告不要ですが、その他の所得がある場合や各種控除を受けようとする場合は申告してください。

### 市県民税の申告

昨年の所得に対して、平成21年度の市県民税を計算するためのものです。

- ◎ 営業、農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で所得税が掛からない人
- ◎ 給与所得者 (サラリーマン) で給与支払報告書 (源泉徴収票) が市役所へ提出されない人
- ◎ 雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする人

市では本庁、各支所、高野公民館で申告相談を行います。申告日・会場は住所によって異なりますので、日程表をご確認ください。

問 課税課 (市役所2階4番窓口) ☎32-2015

### 所得税の申告

昨年の所得に対する所得税を精算する大切な手続きです。

- ◎ 所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人で
  - ・ 商業・工業・医業・農業などを営んでいる人
  - ・ 地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人
- ◎ 給与所得者 (サラリーマン) で
  - ・ 給与所得が2,000万円を超える人
  - ・ 年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える人
  - ・ 2カ所以上から給与をもらっている人

津山税務署 (田町)  
※期間中の土・日曜日・祝日は休みです  
※所得税の還付申告は1月から津山税務署で受け付けています

問 津山税務署 ☎22-3147

申告の必要がある人

会場など

## 所得税の確定申告書の作成・提出はe-Taxまたは郵送で!

申告期間中の会場は混雑が予想されます。申告書を自分で作成し、国税電子申告・納税システム (e-Tax) または郵送で提出することをお勧めします。

- 国税庁のホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書の作成ができます (ホームページ <http://www.nta.go.jp>)
- e-Taxを利用すれば、自宅などからインターネットで申告や納税などの手続きができます。また、申告期間中は24時間利用することができます。さらにe-Taxを利用すると、次のような特典があります。
  - 最高5,000円の税額控除…本人の電子署名と電子証明書を付けて所得税の確定申告を期限までに電子申告を行うと、所得税から最高5,000円の控除を受けることができます。
  - ※平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた人は、平成20年分の控除は受けることができません
  - 添付書類提出の省略…医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。
  - ※確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります
- ※ e-Taxを利用するためには、事前に公的個人認証サービスに基づく電子証明書などの取得が必要です。また、電子証明書を利用するためには、ICカードリーダーが必要で

問い合わせ先 e-Taxに関すること = 津山税務署 ☎22-3147、電子証明書の取得に関すること = 市民課 ☎32-2052